

黒潮町立大方あかつき館等

指定管理者募集要項

令和 8 年 1 月

黒潮町教育委員会

## I 要項の趣旨

黒潮町立大方あかつき館及び黒潮町立図書館（以下「大方あかつき館等」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第69号）第2条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集するものである。

## II 施設の概要

### 1 名称及び所在地

番号	名称	所在地
1	黒潮町立大方あかつき館	高知県幡多郡黒潮町入野6931番地3
2	黒潮町立大方図書館	高知県幡多郡黒潮町入野6931番地3
3	黒潮町立佐賀図書館	高知県幡多郡黒潮町佐賀920番地

### 2 設置目的

(1) 黒潮町立大方あかつき館（以下「大方あかつき館」という。）

文化的、精神的充実を実感できるまちづくりをめざして生涯学習の基本方針である「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に学習できる施設として、町民の実際生活に即する教育、学術、生涯学習及び文化振興の発展に寄与するため、大方あかつき館を設置する。

(2) 黒潮町立大方図書館（以下「大方図書館」という。）

町民の知識及び教養の向上に資するため、図書館を設置する。

(3) 黒潮町立佐賀図書館（以下「佐賀図書館」という。）

町民の知識及び教養の向上に資するため、図書館を設置する。

### 3 施設の概要

(1) 大方あかつき館

敷地面積 11, 688.29m<sup>2</sup>

開設年月日 平成10年4月12日

構造規模 RC造（鉄筋コンクリート）2階建 一部S造（鉄骨）

建築面積 1, 651.52m<sup>2</sup>

（上林暁ギャラリー・レクチャーホール・大方図書館・町民ギャラリー・和室・会議室等）

延床面積 2, 161.80m<sup>2</sup>

(2) 佐賀図書館

敷地面積 3, 624.71m<sup>2</sup>

開設年月日 令和2年4月1日

構造規模 S造（鉄骨）1階建

（うち図書館部門 一部）

建築面積 1, 315.44m<sup>2</sup>

延床面積 1, 281.32m<sup>2</sup>

（うち図書館部門 182.1m<sup>2</sup>）

### 4 施設の過去の利用実績

令和4年度

「大方あかつき館」

文学館利用者数：1， 454人

「図書館」

蔵書数：大方図書館35, 985冊 佐賀図書館17, 412冊

開館日数：大方図書館・佐賀図書館ともに 277日

入館者数：大方図書館 15, 214人 佐賀図書館 6, 190人

貸出延数：大方図書館 21, 331点 佐賀図書館 6, 540点

令和5年度

「大方あかつき館」

文学館利用者数：1， 257人

「図書館」

蔵書数：大方図書館37, 693冊 佐賀図書館18, 471冊

開館日数：大方図書館275日・佐賀図書館273日

入館者数：大方図書館 13, 872人 佐賀図書館 5, 223人

貸出延数：大方図書館 20, 723点 佐賀図書館 5, 700点

令和6年度

「大方あかつき館」

文学館利用者数：946人

「図書館」

蔵書数：大方図書館38, 614冊 佐賀図書館19, 697冊

開館日数：大方図書館267日・佐賀図書館266日

入館者数：大方図書館 13, 956人 佐賀図書館 5, 004人

貸出延数：大方図書館 20, 875点 佐賀図書館 5, 438点

### III 管理の条件

#### 1 管理運営の基本方針

以下は、管理運営の基本方針として遵守すること。

- (1) 関係法令、条例及び規則を遵守し、施設の設置目的に沿った適正な管理を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を確保し、差別的取扱いをしないこと。
- (3) 町民が安心で快適に利用できるよう、施設の設備及び物品の維持管理を適正に行うこと。
- (4) 利用者の意見・要望を適切に施設管理・運営に反映するとともに、常に効果的・効率的になるように努め、創意工夫を発揮することにより、サービスの向上、利用者の増加及び経費の節減を図ること。
- (5) 指定管理者の業務を通じて取得した個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法及び黒潮町個人情報保護条例の趣旨に基づき適正に行うこと。

#### 2 大方あかつき館等の目指す方向性及び特に要請する事項

- (1) 大方あかつき館が、文化的、精神的充実を実感できるまちづくりをめざして生涯学習の基本方針である「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に学習できる施設として、町民の実際生活に即する教育、学術、生涯学習及び文化振興の

発展に寄与するための場であるという設置の理念に基づき行うこと。

- (2) 図書館が、町民の知識及び教養の向上に資するための場であるという設置の理念に基づき、利用者の生活や教育と文化の向上を図るため、常に新しい情報・資料を収集整備し、町民のニーズに沿ったサービスの提供を行うとともに、創意と魅力あふれる学習の場としての図書館づくりを推進すること。
- ア 各種資料の収集充実
- (ア) 町民ニーズの的確な把握に努め、利用者各層の幅広い要望に応えうる新鮮で魅力ある資料の整備充実を図る。
  - (イ) 図書の利用、調査、統計等の業務をスムーズに行うためコンピューターシステムの活用を図る。
  - (ウ) 視聴覚資料の収集、活用を図る。
- イ 図書館奉仕活動の充実
- (ア) 利用者への迅速、的確なサービスに努める。
  - (イ) 学校、地域と連携し児童サービスの充実を図る。
  - (ウ) 各種広報活動等で読書啓発に努める。
- ウ 各種研修会、文化活動の推進
- (ア) 読書会、研修会等のサークル活動の推進を図る。
  - (イ) 講演会、資料展示会の開催、奨励に努める。
- エ 施設の整備充実
- (ア) 健やかで安全・安心・ゆたりのある読書環境の整備に努める。
  - (イ) 県内図書館との連携を図り、図書館ネットワークを推進する。

### 3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 指定管理者が施設の維持管理を行う区域（管理区域）と運営を行う区域（運営区域）については、下表のとおりとする。

区分	管理区域	運営区域
大方あかつき館	全区域（※）	全区域
大方図書館	大方あかつき館に含む	全区域
佐賀図書館	なし（日常管理のみ）	全区域

※黒潮町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が行う業務、教育委員会が管理運営する区域及び教育委員会が運営する区域を除く。

- (2) 指定管理者が行う業務は次のとおりとする。なお、業務の詳細は別紙基準書（仕様書）に記載のとおりとする。

ア 大方あかつき館（上林暁文学館・レクチャーホール・大方図書館・町民ギャラリー・和室・会議室等）に関する業務

イ 図書館に関する業務

- (3) その他の業務についても、必要に応じ担当部署と連絡調整を図ること。

- (4) 業務の執行は指定管理者が自ら行うことを原則とするが、部分的な業務については、黒潮町教育長（以下「教育長」という。）の承認を受けて専門の事業者に再委託することができる。

### 4 指定事業

指定管理者は、施設の設置目的を達成するため、現在、教育委員会が実施している事業を基本とし実施すること。なお、業務の詳細は別紙基準書（仕様書）に記載

のとおりとする。

## 5 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、事前に教育長の承認を得た上で、施設を有効活用して、利用促進等につながる自主事業を企画し、実施することができる。

## 6 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間を予定）である。

ただし、天災・事故等及び町の施策に基づく新たな計画等が発生した場合はこの限りではない。

また、指定の期間は、黒潮町議会（以下「議会」という。）議決を経て正式に確定する。

## 7 指定管理料

(1) 指定管理者は、指定管理料等をもって施設の管理運営を行うものとする。

ア 指定管理料は、施設の管理運営に係る経費から算出すること。

イ 最終的な指定管理料は、指定管理者の提案額を基準に、教育委員会と指定管理者が協議を行い、予算編成過程を通じて町の会計年度ごとに協定で定める。

(2) 収支予算の算定は、以下によること。

ア 人件費にかかる部分は、現行の職員配置を確保したもので積算すること。

イ その他の経常的経費（事務費、教育委員会の指定事業の実施に係る経費、管理費）についても、現行業務を遂行するために必要な経費を積算すること。

ウ 備品購入（資料購入を除く。）については教育委員会が直接発注し負担するので、収支予算には算定しないこと。

エ 資料購入（消耗品図書、備品図書及び上林文学館における資料の購入を含む。）は、教育長の事後承認のもと指定管理者が実施するものとし、指定の図書購入費で執行するものとすることから、収支予算には計上すること。

オ 簡易修繕は、教育長の事前承認のもと指定管理者が実施するものとする。

## IV 申請の手続き

### 1 申請資格

申請を行うものは、次の事項のすべての要件を満たすこと。

(1) 法人その他の団体(以下「団体等」という。)であること。ただし、団体等は、株式会社、N P O及びその他の任意の団体等、組織の形態は問わないが、個人での申請はできない。

(2) 黒潮町内に住所又は事業所を有する団体等であること。

(3) 団体等又はその代表者が、次の者に該当しないこと。

① 法律行為を行う能力を有しない者。

② 破産者で復権を有しない者。

- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により黒潮町における一般競争入札等の参加を制限されている者。
  - ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者。
  - ⑤ 税金(国税、県町民税、法人税等)を滞納している者。
  - ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者。
  - ⑦ 黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成26年3月19日規則第4号)第2条第2項第5号に該当する者。
- (4) 図書館司書等の専門的な知識及び上林暁文学をはじめとする町内外の文化の情報に精通しており、利用者からの問い合わせに際し的確に回答でき、黒潮町教育委員会と随時連絡を取りあえる体制であること。

## 2 留意事項

- (1) 接触の禁止  
黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱(平成18年5月22日告示第115号)で規定する指定管理者選定委員会委員、本件業務に従事する本町職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合は失格となる。
- (2) 応募内容の変更禁止  
提出された書類の内容を変更することはできない。
- (3) 虚偽の記載をした場合の取扱い  
応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (4) 応募の辞退  
応募受付後に辞退する場合は、辞退届【別記様式第1号】を提出すること。
- (5) 費用負担  
応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (6) 提出書類の著作権  
本町が提示する設計図書等の著作権は、黒潮町及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、提出された書類は、黒潮町情報公開条例の規定に基づく、開示請求の対象となる場合がある。
- (7) 申請者について  
株式会社等においては、原則本社を申請者とする。

## 3 募集要項の配布等

- (1) 配布場所  
黒潮町教育委員会 生涯学習係  
〒789-1720 高知県幡多郡黒潮町佐賀1080番地1  
電話：0880-55-3117（直通）ファクシミリ：0880-55-3119  
Eメール：20010030@town.kuroshio.lg.jp
- (2) 要項配布期間  
令和8年1月29日（木）から令和8年2月12日（木）まで  
(午前8時30分～午後5時15分) \*土曜日、日曜日、祝日は除く  
募集要項については、黒潮町のホームページにも掲載する。

#### 4 提出書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、受付期間内に次の書類を正本1部と写し5部を町長に提出すること。

提出書類については、A4サイズとし返却はしない。

- (1) 指定申請書【別記様式第2号】（黒潮町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（以下「条例」という。）第3条関係）
- (2) 当該施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支予算書
- (4) 当該団体の組織及び前事業年度の経営状況を説明する書類（作成していない場合はそれらに類する書類）
- (5) 法人の定款（法人以外の団体にあっては会則等）
- (6) 法人の場合には、法人登記に係る履歴事項全部証明書及び申請の日前3ヶ月以内に交付された代表者の印鑑証明
- (7) 団体等の前年度の事業報告書、貸借対照表及び財産目録（作成していない場合は、それらに類する書類）
- (8) 最近期の法人税申告書の写し
- (9) 消費税及び地方消費税並びに町県税の未納がないことの証明書
- (10) 法人税等に係る納税証明書
- (11) 誓約書【別記様式第2-1号】
- (12) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書【別記様式第2-2号】

#### 5 質問の受付

##### (1) 質問方法

令和8年2月2日（月）から令和8年2月5日（木）午後5時15分までに質問書【別記様式第3号】を申請書等の提出先に提出すること。（ファクシミリ又は電子メールでの提出も可。ただし、必ず送信したことの確認を電話すること。）なお、口頭での質問は受け付けない。

##### (2) 回答方法

令和8年2月6日（金）に黒潮町のホームページにおいて公表する。

#### 6 申請受付等

- (1) 受付場所 黒潮町教育委員会 生涯学習係  
(前記「IVの3」募集要項の配布等 配付場所と同じ。)
- (2) 受付期間 令和8年1月29日（木）～令和8年2月12日（木）まで  
\*土曜日、日曜日、祝日を除く
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 提出方法 上記の提出先まで必ず持参すること。郵便等は受け付けない。
- (5) 提出部数 正本1部、副本（写し）5部を提出すること。
- (6) 提出期限以後の申請書提出及び書類の変更、追加は認めない。

#### V 指定管理者の候補者の選定

##### 1 選定方法

###### (1) 選定委員会の設置

黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱（平成18年5月22日告示第115号）で規定する指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」

という。)を設置し、最も適当と認められる団体等を指定管理者の候補者に選定する。選定委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見を聞く場合がある。

(2) 評価の方法

選定の基準及び評価項目に基づき、事業計画書、収支予算書等の申請書類を総合的に評価する。なお、一定の評価に達した申請者がいない場合は、適格者なしとする場合がある。

(3) 選定委員会の開催

選定委員会は、率直な意見交換に支障をきたすおそれがあること、団体等の具体的な技術上情報や信用情報が取り上げられる可能性があることから、非公開により開催する。なお、指定管理者の候補の選定後に自己情報の開示請求があった場合は、当該法人等の評価内容のみを開示するものとする。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は申請者全員に通知する。なお、選定結果の通知後に指定管理者の候補者が辞退することは認めない。

## 2 選定基準

黒潮町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定による。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他町長等が別に定める事項

## 3 選定審査対象からの除外

申請者が次の要件のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外する。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類の提出期限を経過してから提出書類が提出された場合
- (5) 本募集について複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- (6) その他不正行為があった場合

## VI 指定管理者の指定

### 1 議会の議決

指定管理者の候補者は、議会の議決を経て指定管理者に指定される。

議決後、指定管理者に文書で通知するほか、その旨を告示する。

なお、議会の議決を得られなかつたとしても、黒潮町は、それにより指定管理者の候補者に生じた損害を補償しない。

## 2 指定の手続き等

- (1) 業務開始にあたっての準備
- (2) 指定管理者は、教育委員会との協議のうえ、当該施設の管理運営に支障のない範囲で施設内に立ち入り、業務開始する準備を行うこと。
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 業務細目等に関する協議
- (5) 管理業務に係る細目的事項等について、教育委員会と指定管理者が協議する。
- (6) 協定の締結  
黒潮町と指定管理者は、協議により決定した内容に基づいて協定を締結する。

## 3 指定の取り消し

指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じないとき、指定管理者による事業の履行が確実でないと認められるとき、又は著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 4 次点団体等との協議

指定管理者の候補者が指定管理者に指定されないとき、指定管理者が指定を取り消されたときは、指定管理者の選定において次点であった団体等を指定管理者の候補として協議する場合がある。

## VII 全体スケジュール

募集要項の公表及び配布	令和8年1月29日から令和8年2月12日まで
質問書の受付	令和8年2月2日から令和8年2月5日まで
質問の回答	令和 8年 2月6日
申請書類の受付	令和 8年 1月29日から令和8年2月12日まで
選定	令和 8年 2月中旬（予定）
選定結果の通知	令和 8年 3月中旬（予定）
指定管理者の指定	令和 8年 3月中旬（予定）
指定の通知	令和 8年 3月下旬（予定）
業務細目等に関する協議	令和 8年 3月下旬（予定）
協定の締結	令和 8年 3月下旬（予定）

### ■問い合わせ

黒潮町教育委員会 生涯学習係

〒789-1720 高知県幡多郡黒潮町佐賀1080番地1

電話：0880-55-3117（直通）

ファクシミリ：0880-55-3119

Eメール：20010030@town.kuroshio.lg.jp

辞 退 届

令和 年 月 日

黒潮町長 様

申請者

主たる事務所の所在地

申請者の名称

代表者の職氏名

代表  
者印

令和 年 月 日付けで申請した、黒潮町立大方あかつき館等の指定管理者  
指定申請については、都合により辞退します。

令和 年 月 日

黒潮町長 様

## 黒潮町立大方あかつき館等の指定管理者指定申請書

黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第69号）第2条の規定に基づき、黒潮町立大方あかつき館等の指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	申請者の名称			
代表者の職・氏名	職名		フリガナ 氏名	(印)
主たる事務所の所在地	(〒　ー　ー)			
	電話		FAX	
黒潮町内の主たる事務所の所在地	(〒　ー　ー)			
	電話		FAX	

## 【添付書類】

- (1) 当該施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支予算書
- (3) 当該団体の組織及び前事業年度の経営状況を説明する書類（作成していない場合はそれらに類する書類）
- (5) 法人の定款（法人以外の団体にあっては会則等）
- (6) 法人の場合には、法人登記に係る履歴事項全部証明書及び申請の日前3ヶ月

以内に交付された代表者の印鑑証明

- (7) 団体等の前年度の事業報告書、貸借対照表及び財産目録（作成していない場合は、それらに類する書類）
- (8) 最近期の法人税申告書の写し
- (9) 消費税及び地方消費税並びに町県税の未納がないことの証明書
- (10) 法人税等に係る納税証明書
- (11) 誓約書【別記様式第2-1号】
- (12) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書【別記様式第2-2号】

令和 年 月 日

黒潮町長 様

申請者

主たる事務所の所在地

申請者の名称

代表者の職氏名

代表  
者印

## 誓 約 書

黒潮町立大方あかつき館等の指定管理者指定申請を行うにあたり、下記のとおり相違ないことを誓約します。

記

- 黒潮町立大方あかつき館等の指定管理者公募要項に示された応募資格要件を満たしています。
- 提出した申請書類に虚偽又は不正はありません。

## 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、黒潮町が必要な場合には、高知県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が黒潮町と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

### 記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 1の(1)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人  
その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

黒潮町長 様

所 在 地

(ふりがな)

団体名

(ふりがな)

代表者氏名

代表者印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 (男・女)

## 質問書

令和 年 月 日

黒潮町長 様

申請者の名称

代表者の職・氏名

黒潮町立大方あかつき館等の指定管理者募集について、次のとおり質問します。

項目	<input type="checkbox"/> 募集要項 ( ページ ) <input type="checkbox"/> 基準書 (仕様書) ( ページ ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
質問内容		
連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	
	メールアドレス	

◇ 質問書1枚に付き、一つの質問とする。